

第 9 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年7月7日	会場	第1委員会室	案件	付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【市民部】

1. 令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について

前回の委員会で持ち帰りとしていた、2点、第9条第3項及び第10条の考え方についての報告を受け、引き続き、名寄市空家等の適正管理に関する条例案についての質疑を行った。

【質疑】

Q：第9条は理解するが、第10条に関しては、誰に対して要請するのか、条文から読み取れない。

A：条文の警察その他関係機関と連携し必要な措置を要請すると記載しており、これで意味が通じると考えている。

Q：第7条第2項で、専門的な知識を有する者その他必要な者を同行させ、意見を求めることができるとあるが、その基準を規則、要綱で定めていくと思うが、その考え方は。

A：規則についてはいただいた意見も参考に今後検討していく。

Q：規則の作成は条例公布と同じ時期に出来上がっているのか。

A：条例施行の期日には規則は出来上がっている。

Q：第4条の所有者等について、空家等が管理不全な状態にならない適正な維持管理に向けては、適正な周知方法が必要では。

A：周知については今までも行ってきたが、非常に大切な事なので、さらに周知をしていきたい。

Q：第7条の立ち入り調査について、所有者が地元にはいない場合とか、持ち主から拒否をされた場合の対応は。

A：立ち入り調査については、所有者等の同意を得られない場合でも必要性によっては基本的に実施したい。市民の安全を確保するため、屋内を除く敷地内の調査を基本的に行う。

以上の質疑の後、委員間議論を行った。

《委員間協議》

1. 第10条の関係機関への要請の考え方について、条例では国の制度及び他市の条例を参考にされており、空家等対策協議会との関連性を含めて、運用にあたり規則の中に明示して頂く。
2. 第2条の定義についても、分かりやすい規則内容にして頂きたい。
3. 第5条の市民等については、名寄市基本条例の中で市民の定義がなされているので、それを指すものであると理解して良いのでは。

委員間協議の後、採決を行った。

採決の結果、令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと、全会一致で決定した。

なお、この結果については、第3回定例会初日に委員長報告を行うが、内容については、正副委員長に一任することで確認した。

また、7月12日に予定をしていた委員会は、本日の結審により開催しない事を確認した。

委員会を休憩し、健康福祉部、守屋参与より「名寄市医療介護連携ICTシステム」の運用開始に向けて、懇談会を開催した。

守屋参与からは、ネットワークの名称「ポリスネットワーク」並びに医療・介護の連携サービスの目的、具体的な運用等、詳細な説明をいただいた。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義